

## 始良市優良工事等表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、始良市優良工事等表彰実施要綱（令和 年始良市告示第 号。以下「告示」という。）に基づき、優良工事表彰及び優秀技術者表彰（以下「優良工事等表彰」という。）の被表彰者を選定及び決定する方法について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の件数)

第2条 優良工事等表彰の件数は、原則として、告示第3条各号に規定する部門ごとに工事1件及び当該工事に従事した技術者1人とする。ただし、各部門における対象工事件数に応じて増減することができる。

(優良工事表彰の被表彰者選定方法)

第3条 優良工事表彰の選定方法は、告示第4条第1項及び第2項、第6条並びに第7条の規定により、次に掲げるとおりとする。

- (1) 告示第3条各号に規定する部門ごとに、対象工事件数、工事成績評定最高点・最低点・平均点及び工事成績評定点80点以上の表彰候補工事件数を集計する。
- (2) 前号の規定により、工事成績評定点80点以上の表彰候補工事が無かった場合は、当該部門の優良工事表彰は該当無しとする。
- (3) 工事成績評定最高点及び選定に必要な上位の表彰候補工事を抽出する。
- (4) 工事成績評定最高点の表彰候補工事が複数ある場合は、考査項目中「出来形及び出来ばえ」に係る点数で比較し、順位を決定する。
- (5) 前各号の規定により選出された企業に対し、告示第4条第2項第3号に規定する要件を満たしているかについて照会する。
- (6) 前号の規定により要件に不適合であることが確認された場合は、次点の者を繰り上げし、前号と同様の照会をする。
- (7) 第1号から前号までの規定により選出された表彰候補工事及び表彰候補企業について、始良市優良工事等表彰選定委員会で審査し、被表彰者として選定する。

(優秀技術者表彰の被表彰者選定方法)

第4条 優秀技術者表彰の選定方法は、告示第5条から第7条の規定により、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により告示第3条各号に規定する部門において選出された表彰候補工事に従事した技術者を選出する。ただし、表彰候補企業が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の技術者を選出する。
- (2) 異なる表彰の部門で同一の技術者が選出された場合は、工事成績評定点が上位の部門のみ表彰候補の対象とする。
- (3) 前2号の規定により選出された技術者について、同者を雇用する企業に対し、告示第5条に規定する要件を満たしているかについて照会する。

(4) 前号の規定により要件に不適合であることが確認された場合は、当該部門における優秀技術者表彰は該当無しとする。

(5) 第1号から前号までの規定により選出された表彰候補技術者について、始良市優良工事等表彰選定委員会で審査し、被表彰者として選定する。

(被表彰者の決定方法)

第5条 優良工事等の被表彰者の決定は、告示第7条第4項の規定による委員長の会議結果報告に基づき、市長が決定する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。